

保護者様

群馬県立高崎高等学校
校長 佐鳥 秋彦

学校で予防すべき感染症と出席停止について

ご子息は、学校での様子から病気への感染が疑われます。これが下記の病気ですと、他の生徒に感染するおそれがありますので、学校保健安全法に基づき、出席停止となります。

学校で予防すべき感染症にかかっている間は欠席扱いになりません。病気が治って登校する場合は、次ページの用紙(治癒証明書)に医師の証明をいただいて学校に提出してください。

出席停止期間の基準

〈令和5年5月8日より〉

学校等で予防すべき感染症の種類		出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS) 中東呼吸器症候群(MERS) 及び特定鳥インフルエンザ (感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する特定鳥インフルエンザを言う)	・治癒するまで
第二種	・インフルエンザ ※療養報告書に記入し提出 (特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザを除く)	・発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	・百日咳	・特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	・麻疹	・解熱した後3日を経過するまで
	・流行性耳下腺炎	・耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	・風しん	・発しんが消失するまで
	・水痘	・すべての発しんが痂皮化するまで
	・咽頭結膜熱	・主要症状が消退した後2日を経過するまで
	・新型コロナウイルス ※療養報告書に記入し提出	・発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
第三種	・結核 及び 髄膜炎菌性髄膜炎	・病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	・病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

〈注〉・上記の出席停止期間は基準であって、主治医の証明があれば、この限りではありません。

・手足口病、伝染性紅斑(りんご病)、溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症は、出席停止扱いにはなりません。

主治医 様

ご多忙中のところ恐れ入りますが、下記証明書は出席可能になりましたら、ご記入のうえ保護者にお渡しください。

----- き り と り せ ん -----

治 癒 証 明 書

群馬県立高崎高等学校長 様

年 組 番 氏名

病 名

上記の者は、 月 日より出席停止となっていましたが、他者に感染のおそれがなく
なりましたので、 月 日から出席してよいと判断します。

備考

令和 年 月 日

医療機関名

医 師

印